

# 埼玉県生物多様性保全戦略

2017-2021

(案)

平成30年3月

埼玉県



# 目次

## 第1章 総論

1 戦略策定の趣旨	1
2 戦略の位置づけ	1
3 取組の期間	2
4 生物多様性をめぐる国内外の動き	2
(1)生物の多様性に関する条約	2
(2)生物多様性基本法	2
(3)生物多様性条約締約国会議	2
(4)生物多様性国家戦略	3
(5)地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための 活動の促進等に関する法律	3
(6)生物多様性年表	4

## 第2章 生物多様性とその危機

1 生物多様性とは	5
2 3つのレベルの多様性	5
(1)生態系の多様性	5
(2)種の多様性	5
(3)遺伝子の多様性	5
3 生態系サービスとは	6
(1)基盤サービス	6
(2)供給サービス	6
(3)文化的サービス	6
(4)調整サービス	7
4 生物多様性の4つの危機	7
(1)第1の危機 人間が関わることにより引き起こされた影響	7
(2)第2の危機 人間の働き掛けがなくなったことにより引き起こされた影響	7
(3)第3の危機 人間により持ち込まれたものによる影響	8
(4)第4の危機 地球温暖化による気候変動の影響	9
5 生物多様性の社会への浸透	9

## 第3章 埼玉県の生物多様性をとりまく状況

1 自然環境	11
(1)位置及び面積	11
(2)地勢	11
(3)気候	11
(4)植生	11
(5)植物	12
(6)動物	12

(7)外来生物	13
2 人口及び土地利用	13
(1)人口及び土地利用の動向	13
(2)耕地	14
(3)森林	14
(4)水面・河川・水路	15
3 地域ごとの生物多様性の現況	15
(1)山地	15
(2)丘陵地～低地	16
(3)市街地	17
4 県民の生物多様性の認知度	18
<b>第4章 生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するための取組</b>	
1 基本的な考え方	19
2 施策展開の方向性	19
I 多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる	20
II 里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する	23
III 都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会づくり	28
<b>第5章 各実施主体に求められる役割</b>	33
<b>第6章 戦略の評価と見直し</b>	34
1 県戦略の評価	34
2 県戦略の見直し	34

# 1 第1章 総論

## 2 1 戦略策定の趣旨

4 埼玉県では、生物多様性の保全の取組について普及啓発を図るため、2008（平成  
5 20）年3月に「生物多様性保全県戦略」（以下、「県戦略」という。）を策定しました。

6 この県戦略は、生物多様性を保全していくための活動事例集として発行したもので、  
7 私たちの身近な場所での取組を示し、多くの人に取組への参加を促しながら、生物多  
8 様性保全の活動の輪を広げることを目的としていました。この県戦略は、多くの県民  
9 が生物多様性の保全への理解を深め、自然環境と人が共生するにはどのような取組が  
10 必要なのかを考えるきっかけづくりとして広く活用されてきました。

11 2008（平成20）年6月に、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を進  
12 める上での基本的な考えを示す「生物多様性基本法（平成20年6月6日法律第58  
13 号）」が制定されました。その後、2010（平成22）年10月には「生物多様性条約第  
14 10回締約国会議（通称「COP10」）」における「愛知目標」の採択、2011（平成23）年  
15 10月には「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動  
16 の促進に関する法律（平成22年法律第72号）」が制定されました。2013（平成25）  
17 年3月には国家戦略の見直しが行われ「生物多様性国家戦略2012－2020」が策定さ  
18 れたことで、生物多様性の保全に対する社会的要請が増大しました

19 この間、県では、県民の生物多様性への関心度を高めるため普及啓発に努め、前県  
20 戦略に示す県民主体の保全活動を推進したことにより、生物多様性の認知度や保全活  
21 動が徐々に広がりつつありますが、未だ全県的な浸透には至っていません。

22 そこで、今回の県戦略では「生物多様性基本法」や「生物多様性国家戦略2012－  
23 2020」といった国の方針等を参考にし、新たに、本県の生物多様性の保全及び持続可  
24 能な利用を実現させるための取組として、3つの基本戦略を定めました。

25 この基本戦略では、生物多様性と関わりの深い自然環境分野に限らず、農林業、河  
26 川整備、都市地域の緑の創出などの各分野において、自然環境への配慮や生態系の再  
27 生・保全、これらを維持していくための担い手の育成等、生物多様性の保全に資する  
28 とされる取組内容を示しました。県が主体となり、生物多様性の保全及び持続可能な  
29 利用を実現させるための取組に向けた施策を展開し、県民の生活を支える生態系サー  
30 ビスの回復や機能向上を目指します。なお、新たな県戦略の策定により、各市町村に  
31 においては、それぞれの地域の特性を生かした地域戦略づくりが促進されることが望ま  
32 れます。

## 34 2 県戦略の位置づけ

36 県戦略は、「生物多様性基本法（平成20年6月6日法律第58号）」の第11条に基  
37 づく地域における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画であ  
38 り、「生物多様性国家戦略2012-2020」を指針としています。

1 また、県の総合計画である「埼玉県 5 か年計画」及び「埼玉県環境基本計画」と整  
2 合性の下、生物多様性の保全施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

### 3 取組の期間

6 取組の期間は、2017（平成 29）年度から 2021（平成 33）年度までとします。

## 4 生物多様性をめぐる国内外の動き

10 生物多様性に関しては、1993（平成 5）年 12 月の「生物の多様性に関する条約」  
11 の発効をきっかけとし、世界的な動きがありました。

### 13 (1)生物の多様性に関する条約（通称 CBD(Convention on Biological Diversity 14 の略)」

16 「生物の多様性に関する条約」（以下、「生物多様性条約」という。）は、特定の地  
17 域の生態系や種の保全に限らず、地球規模で生物の多様性を包括的に保全し、生物資  
18 源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みの必要性を踏まえて、1992（平成 4）  
19 年 6 月にリオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際連合会議（通  
20 称「地球サミット」）」で採択され、1993（平成 5）年に発効されました。196 の国と  
21 地域が加盟（2016（平成 28）年 12 月現在）しています。日本は、1993（平成 5）年  
22 5 月に条約締結した 18 番目の締約国です。

### 24 (2)生物多様性基本法

26 2008（平成 20）年に制定された「生物多様性基本法」は、生物多様性の保全と持  
27 続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、豊かな生物多様性  
28 を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを  
29 目的としています。「生物多様性基本法」では、生物多様性の保全と利用に関する基  
30 本原則、生物多様性国家戦略の策定、白書の作成、国が講ずべき 13 の基本的施策な  
31 ど、わが国の生物多様性施策を進める上での基本的な考え方を示しています。

32 生物多様性の保全の責務では、国及び地方公共団体は施策の実施等を行うこととし、  
33 事業者、国民、民間団体は基本原則に準じた活動等に努めることと規定しています。

34 また、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務などが規定  
35 されています。

### 37 (3)生物多様性条約締約国会議（通称「COP（Conference of the Parties の略）」

39 「生物多様性条約」の最高意思決定機関である締約国会議は、おおむね 2 年に 1  
40 回開催されます。「生物多様性条約第 10 回締約国会議（通称「COP10」）」（以下、「COP10」

1 という。)は、2010(平成22)年10月18日から29日まで愛知県名古屋市の名古屋  
2 国際会議場で、「いのちの共生を、未来へ(Life in Harmony, into the Future)」を  
3 スローガンに開催されました。COP10では、2011(平成23)年以降の新たな「生物多  
4 様性条約戦略計画」や、2020(平成32)年までをターゲットとした20個の個別目標  
5 を設定した「愛知目標」が策定されました。

6 「愛知目標」は、「生物多様基本条約」の全体の取組を進めるための柔軟な枠組み  
7 として位置付けられ、各国が生物多様性の状況や取組の優先度に応じて個別目標を設  
8 定し、各国の生物多様性の国家戦略の中に組み込んでいくことが求められています。

9 また、COP11では、「生物多様性条約戦略計画」に沿う形で国家戦略の改定を行う  
10 よう強い要請がありました。

#### 11 12 **(4)生物多様性国家戦略**

13  
14 日本は、1993(平成5)年5月に「生物多様性条約」を締結し、1995(平成7)年  
15 に最初の「生物多様性国家戦略」が策定されました。これは、「生物多様性条約」及  
16 び「生物多様性基本法」に基づく生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の  
17 基本的な計画であり、これまでに4度の改定を行っています。

18 2012(平成24)年に策定された「生物多様性国家戦略2012-2020」(以下、「国家戦  
19 略」という。)では、COP10で採択された「愛知目標」の達成に向けた国のロードマ  
20 ップや、2011(平成23)年3月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生  
21 社会のあり方等を示しています。さらに、地域における生物多様性の保全と持続可能  
22 な利用に関する基本的な計画である生物多様性地域戦略の策定や見直しに向けた指  
23 針として位置付けています。

#### 24 25 **(5)地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の** 26 **促進等に関する法律**

27  
28 「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等  
29 に関する法律」(以下、「生物多様性地域連携促進法」という。)は、地域において多  
30 様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することで、豊かな生物多様性を  
31 保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし  
32 て、2010(平成22)年10月に制定されました。これを受け国では「地域連携保全活  
33 動の促進に関する基本方針(農林水産省・国土交通省・環境省告示第2号)」(以下、  
34 「地域連携保全活動方針」という。)を定めました。

35 また、「生物多様性地域連携促進法」では、市町村は、単独で又は共同して、「地域  
36 連携保全活動方針」に基づき、市町村区域における「地域連携保全活動の促進に関す  
37 る計画」を作成することができるとし、この計画に基づく「地域連携保全活動」に適  
38 用される措置の他、協議会や支援センターの設置等について定めています。

1 (6) 生物多様性年表

西暦	世界	日本	埼玉県
1990～	1992 (H4 年) 環境と開発に関する国連会議(UNCED) (地球サミット会議で条約署名開始) リオ・デ・ジャネイロ(ブラジル) 1993 (H5 年) 生物多様性条約(CBD)採択 ナイロビ(ケニア) 1994(H6 年) 第 1 回締約国会議(COP1) ナッソー(パハマ)	1993 (H5 年) 生物多様性条約を締結	1994 (H6 年) 環境基本条例制定
1995～	1995 (H7 年) 第 2 回締約国会議(COP2) ジャカルタ(インドネシア) 1996(H8 年) 第 3 回締約国会議(COP3) ブエノス・アイレス(アルゼンチン) 1998(H10 年) 第 4 回締約国会議(COP4) ブラチスラバ(スロバヴァキア)	1995 (H7 年) 生物多様性国家戦略の策定	1996 (H8 年) 環境基本計画策定 1996 年 (H8 年) レッドデータブック動物編初版刊行 1998 (H10 年) レッドデータブック植物編初版刊行
2000～	2000(H12 年) 第 5 回締約国会議(COP5) ナイロビア(ケニア) 2002(H14 年) 特別制約国会議(ExCOP) モントリオール(カナダ) 第 6 回締約国会議(COP6) ハーグ(オランダ)2010 年目標を採択 2004(H16 年) 第 7 回締約国会議(COP 7) クアラルンプール(マレーシア)	2002 (H14 年) 新生物多様性国家戦略の策定	2001 (H13 年) 環境基本計画(第 2 次)策定 2002 (H6) レッドデータブック動物編 2 訂刊行
2005～	2006 (H18 年) 第 8 回締約国会議(COP8) クリチバ(ブラジル) 2008 (H20 年) 第 9 回締約国会議 ボン(ドイツ)	2007 (H19 年) 第 3 次生物多様性国家戦略の策定 2008 (H20 年) 生物多様性基本法の成立	2005 (H17 年) レッドデータブック植物編 2 訂刊行 2007(H19 年) 環境基本計画(第 3 次)策定 2008 (H20 年) レッドデータブック動物編 3 訂刊行 2008 (H20 年) 生物多様性保全県戦略策定
2010～	2010 (H22 年) 第 65 回国連総会ハイレベル会合 ニューヨーク(アメリカ) 2010(H22 年) 第 10 回締約国会議(COP10) 名古屋(日本) 2012(H24 年) 第 11 回締約国会議(COP11) ハイデラバード(インド) 2012 (H24 年) 生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学プラットフォーム(IPBES)設立 2014(H26 年) 第 12 回締約国会議(COP 12) ピョンチャン(韓国)	2010 (H22 年) 生物多様性国家戦略 2010 の策定  2010 (H22) 年 生物多様性地域連携促進法  2012 (H24 年) 生物多様性国家戦略 2012-2020 の策定	2012(H24 年) レッドデータブック植物編 3 訂刊行 2012(H24 年) 環境基本計画(第 4 次)策定
2015～	2016(H28 年) 第 13 回締約国会議(COP13) メキシコ		2017(H29 年) 環境基本計画(第 4 次)改定 2018(H30 年) レッドデータブック動物編第 4 訂刊行 2018(H30 年) 生物多様性保全県戦略(第 2 訂)策定

## 1 第2章 生物多様性とその危機

### 2 1 生物多様性とは

3  
4 「生物多様性条約」では、生物多様性を「すべての生物の間に違いがあること」と  
5 定義しています。

6 地球上の生物は40億年という長い時間をかけて、森林、湖沼や川、草原など様々  
7 な環境に適応して進化してきました。そして、地域特有の自然や風景、地域の文化と  
8 結びつき、それぞれの地域に固有の風土をつくり上げてきました。さらに、多様な生  
9 物が関わり合う生態系から得られる自然の恵みによって、私たちの暮らしは支えられ  
10 ています。このように、一つ一つ個性ある生命が互いにつながり支えあっていること  
11 が生物多様性といえます。

### 12 13 2 3つのレベルの多様性

14  
15 生物多様性条約では、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」とい  
16 う3つのレベルで多様性があるとしています。

#### 17 18 (1)生態系の多様性

19  
20 地球上には、熱帯から極地、沿岸、海洋域から山岳地域まで様々な環境があり、生  
21 態系はそれぞれの地域の環境に応じて歴史的に形成されました。干潟、サンゴ礁、森  
22 林、湿原、河川等の自然環境や市街地、農耕地等、いろいろなタイプの生態系があり  
23 ます。

#### 24 25 (2)種の多様性

26  
27 鳥、魚、昆虫、植物、菌類・バクテリア等いろいろな種類の生物が存在しています。  
28 世界では、すでに知られている生物は約175万種あり、まだ知られていない生物を含  
29 めると地球上には約3,000万種が存在すると推定されています。

30 日本は南北に長く複雑な地形を持ち、湿潤で豊富な降水量と四季の変化があること  
31 から生物の種類が多いと考えられており、すでに知られている生物は約9万種あり、  
32 まだ知られていない生物を含めると約30万種超が存在すると推定されています。

#### 33 34 (3)遺伝子の多様性

35  
36 同じ種類の動物や植物でも、よく観察するとそれぞれに微妙な違いがあります。例  
37 えば、ニホンザルでは、一頭一頭の顔や体型に違いがあります。ケヤキでは、枝振り  
38 が横に広がるものや垂直で細長いものというように樹型に違いがあります。また、ホ  
39 タルでは、点滅速度が早いものや遅いものというように光り方に違いがあります。

1 同じ種の生物であっても様々な違いがあるのは、生物が生息・生育するそれぞれの  
2 地域の環境に適応するために生じた遺伝子の違いによるものです。このように、遺伝  
3 子が多様であることは、種全体の環境適応力が高まることとなります。

### 4 5 **3 生態系サービスとは**

6  
7 自然環境や生物と日常的に接する機会が少ない市街地に住んでいると、私たちの日  
8 常生活は生物多様性とは無関係のように思えますが、私たちの暮らしは自然の恵みに  
9 よって支えられています。この自然の恵みを生態系サービスといいます。私たち人間  
10 が、文化的で豊かな生活を享受し、安心・安全に暮らしていくためには、生物多様性  
11 はなくてはならないものになっています。

12 生態系サービスは、「基盤サービス」、「供給サービス」、「文化的サービス」、「調整  
13 サービス」の4つに分類されます。

#### 14 15 **(1)基盤サービス**

16  
17 「供給サービス」、「文化的サービス」、「調整サービス」の3つを支える基盤的なサ  
18 ービスです。

19 私たちの生存に不可欠な酸素は植物による光合成により作られ、生命の維持に欠か  
20 せない水は森林の水源涵養の働きによる産物です。また、栄養豊かな土壌は、生物の  
21 死骸や植物の葉がバクテリアなどの土壌中の微生物に分解されることで形成されま  
22 す。気温や湿度の調節も大気の循環や森林などを構成する土壌や植物からの蒸散によ  
23 り行われています。

#### 24 25 **(2)供給サービス**

26  
27 暮らしの基礎に関するサービスです。

28 私たちが食べている米、野菜、魚、肉や住居に使われる木材、衣料に使われる綿、  
29 麻などは、水田、畑、森林、海などから農林水産業を通じてもたらされています。農  
30 作物の品種改良は、野生の種が持つ豊かな遺伝子情報の中から、味がよい、病気に強  
31 いといった優れた性質を選びだすことによって行われています。また、伝統的に多く  
32 の植物が医薬品として使われてきました。薬の原料は植物から抽出した成分をもとに  
33 合成されたものが多くあります。

#### 34 35 **(3)文化的サービス**

36  
37 精神的な恩恵をもたらす豊かな生活の基盤に関するサービスです。

38 日本人は四季と共に生きる文化を育み、自然に順応した様々な知識、技術、花鳥風月など  
39 を題材とした特徴ある芸術、豊かな感性や美意識を培い、多様な文化を形成してきました。

1 地域の特色ある風土は、それぞれの地域固有の生物多様性と深く関係し、様々な食文化、  
2 工芸、芸能などを育んできました。食文化では、地域で採れる食材で調理する郷土料理が生  
3 まれます。漬物、味噌、しょう油、日本酒等は、それぞれの地域における、それぞれに適した  
4 微生物と、気候、水、そして食材が複雑に関係して作られています。

5 また、エコツーリズム等のレクリエーションは、様々な喜びや楽しみ、精神的な満  
6 足感を与えてくれます。心の癒し効果がある豊かな自然に接し学ぶ機会を提供するこ  
7 とが、次の世代を担う子どもたちの健全な成長のためにも必要とされています。

#### 9 **(4)調整サービス**

11 将来にわたる暮らしの安全・安心に関するサービスです。

12 森林や河川等の水辺空間には多くの生物が生息・生育します。それらの保全整備は、  
13 山地災害や土壌の流出等の防止、安全な飲み水の確保等にもつながります。保全され  
14 た河畔林や屋敷林は大雨や強風による被害を軽減する働きがあります。また、農薬や  
15 化学肥料を使いすぎないことで、土壌微生物や地域固有の生物の保全が図られ、農業  
16 生態系の病害虫抑制機能が発揮されることとなります。

### 18 **4 生物多様性の4つの危機**

20 「国家戦略」では、生物多様性の損失や生態系と生態系サービスの低下につながる  
21 可能性として、生物多様性の4つの危機を示しています。

#### 23 **(1)第1の危機 人間が関わることにより引き起こされた影響**

25 第1の危機は、開発や乱獲など人が引き起こす要因による生物多様性への影響です。

26 人口増加に伴う経済社会諸活動の拡大により、湿地・湖沼の埋め立て等の開発や森  
27 林の他用途への転用等の土地の改変が増大しました。その結果、生物の生息・生育環  
28 境の破壊や悪化をもたらした生態系へ負荷を加えてきました。また、観賞用や商業的利  
29 用による野生生物の個体の乱獲、盗掘、過剰な採取等の行為により、個体数の減少を  
30 もたらしました。

#### 32 **(2)第2の危機 人間の働き掛けがなくなったことにより引き起こされた影響**

34 第2の危機は、自然に対する人間の働き掛けが縮小減退することによる影響です。

35 生態系は、気候や気象の変化、野火（山火事）や洪水などの大小様々な自然の攪乱  
36 の影響を常に受けながら維持されてきました。里地里山では、自然の攪乱に加えて、  
37 人間活動の影響を受けてきました。森林では薪炭林の伐採、水田では畔の草刈り、水  
38 路では堰堤の草刈りや藻刈り、ため池では水底に溜まった泥の掻き出しなど、様々な  
39 管理作業が定期的に行われてきました。

40 しかし、近代以降、産業構造や資源利用が大きく変わったことと、生活スタイルの

1 変化や、中山間、郊外部での人口減少、高齢化により、里地里山の管理作業が行われ  
2 なくなりました。薪炭林、あるいは平地林や斜面林では、コナラやクヌギ等が伐採さ  
3 れず大径や高齢木化が進んでいます。加えて、林床の刈り払いや落ち葉掃き等の作業  
4 が行われず、アズマザサ、モウソウチクの侵入や常緑樹等の特定の植物の繁茂による  
5 植生の単純化が進むとともに、そこに生息する動物の種類が懸念されています。  
6 ため池では、泥の掻き出しが行われず堆積物が増えることで水面が消失し、陸地化や  
7 樹林化してしまいます。このように自然に対する働きかけがなくなったことで里地里  
8 山の機能が低下し、様々な生態系のバランスが崩れています。

9 また、中山間地域では、手入れ不足の森林や耕作放棄地等が野生動物の生息に適し  
10 た環境となったことで、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルなど一部の野生鳥獣の分  
11 布域が拡大し生態系への影響が懸念されるとともに農業被害が拡大しています。

### 13 (3)第3の危機 人間に持ち込まれたものによる影響

15 第3の危機は、人間により持ち込まれたものによる影響です。

16 外来種とは、人の活動によって本来分布していない場所に他の国や地域から入って  
17 きた生物のことを言います。外来種には、海外から持ち込まれた国外由来のもの、  
18 本来の生息域からもともと生息していなかった地域に持ち込まれた国内由来のもの  
19 があります。外来種の中でも、「生態系や農林水産業、または人の健康に大きな影響  
20 を与え、生物多様性を脅かす恐れがあるもの」を侵略的外来種と言います。

21 2005（平成17）年に制定された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に  
22 関する法律（平成16年6月2日法律第78号）」（以下、「外来生物法」という。）で  
23 は、侵略的外来種のうち海外起源で特に生態系等への被害を及ぼすおそれのある生物  
24 を特定外来生物に指定し、飼育・栽培、運搬、輸入、野外へ放つこと、譲渡等が規制  
25 されています。2016（平成28）年10月現在、2科15属108種、7交雑種の132種類  
26 が指定されています。

27 環境省では、2015（平成27）年3月26日に、「外来生物法」に基づく特定外来生  
28 物に限らず、幅広く生態系に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定し、「我が国の  
29 生態系に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（通称「生態系被害防止外来種リス  
30 ト）」（以下、「生態系被害防止外来種リスト」という。）を作成しました。国内の定  
31 着度でカテゴリを区分しており、外来種対策の一層の推進を図ることを目的としてい  
32 ます。

33 また、化学物質による生態系への影響も生じています。有機塩素系の殺虫剤、農薬  
34 として用いられたジクロロジフェニルトリクロロエタン（通称「DDT  
35 （dichloro-diphenyl-trichloroethaneの略）」）による鳥類への影響や、船底塗料と  
36 して用いられたトリブチルスズ等の有機スズ化合物の一部では貝類など海洋生物へ  
37 の悪影響を与えることが判明し、現在、これらの化学物質は、製造・使用が禁止され  
38 ています。

#### 1 (4)第4の危機 地球温暖化による気候変動の影響

2  
3 第4の危機は、地球温暖化をはじめとした地球環境の変化による生物多様性への影  
4 響です。

5 国際的な専門家で作る、[地球温暖化](#)についての科学的な研究の収集、整理のため  
6 の政府間機構「国連気候変動に関する政府間パネル（通称「IPCC (Intergovernmental  
7 Panel on Climate Change の略)」)は、2014（平成26）年に「第5次評価報告書」を  
8 発表しました。この報告書では、産業革命以降、世界の気温は人間活動により0.85℃  
9 上昇しており、今世紀末には4.8℃上昇すると予測しています。すでに、多くの生物  
10 は気候変動に対応し、生息域、季節活動、移動パターン等を変化させており、種によ  
11 っては生息数も変化しているとしています。また、気温上昇が、植物の開花時期と花  
12 粉媒介者となる昆虫の発生時期のミスマッチを生じさせる可能性がある指摘し、多  
13 くの生物種において絶滅のリスクが高まるとしています。

14 2015（平成27）年3月に公表された「日本における気候変動の評価に関する報告  
15 と今後の課題について（中央環境審議会意見具申）」では、自然生態系への影響につ  
16 いて評価しています。野生鳥獣による影響では、ニホンジカやイノシシの増加の要因  
17 一つとして、積雪量の減少による冬季の死亡率の低下が挙げられています。また、分  
18 布・個体群の変動では、南方系の種類のチョウであるナガサキアゲハやツマグロヒョ  
19 ウモンが、九州、四国地方を主な生息地としていましたが徐々に分布域が北上し、2000  
20 （平成12）年以降、関東地方以北でも多数確認されるようになり、気候変動による  
21 気温の上昇が影響している可能性があるとしています。このような分布の変遷から、  
22 ナガサキアゲハは温暖化の指標種として注目されています。

23 また、環境省では、2016（平成28）年7月に「生物多様性分野における気候変動  
24 の適応への基本的考え方」と「当面の具体的取組」を示しています。ここでは、気候  
25 変動による動植物への影響はすでに現れており、植生の変化、野生哺乳類の増加や拡  
26 大、一部の昆虫類の北上、サンゴの白化等が確認され、将来は、このような影響がさ  
27 らに進行することが予測されています。しかし、気候変動による生物多様性の影響を  
28 特定することは難しいとし、このため生物多様性の監視体制を進めていく、としてい  
29 ます。

#### 30 31 5 生物多様性の社会への浸透性

32  
33 人間活動を要因とする生物多様性への負荷の低減を図るには、全ての人々が生物多  
34 様性という言葉の意味やその価値を認識し、生物多様性の保全に向けた行動につなげ  
35 ていくことが重要であり、全ての出発点となります。

36 2010（平成22）年に愛知県名古屋市で開催されたCOP10をきっかけに、生物多様  
37 性に対する関心は高まりました。

38 2012（平成24）年6月に内閣府が行った環境問題に関する世論調査では、生物多  
39 様性の言葉の認知度は、「言葉の意味を知っている 9.4%」、「意味は知らないが、言  
40 葉を知っている 36.6%」、「聞いたこともない 41.4%」となっており、回答者の

1 56.0%が「生物多様性の言葉」を知っているという結果でした。  
2  しかし、2014（平成26）年7月に行った世論調査（対象3,000人、有効回収1,834  
3 人、回答率61.1%）では、「生物多様性の言葉」の認知度は、「言葉の意味を知って  
4 いる16.7%」、「意味は知らないが、言葉を知っている29.7%」、「聞いたこともな  
5 い52.4%」と、なっており、回答者の46.4%が「生物多様性の言葉を知っている」  
6 という結果で、前回調査より9.6ポイント低下してしまいました。  
7  これを受けて環境省では、「生物多様性国家戦略2012-2020」における具体的施策  
8 の数値目標に掲げている「生物多様性の認知度75%」（目標達成年度2019（平成31）  
9 年）を目指し、より一層の取組を進めていくとしています。

# 1 第3章 埼玉県生物多样性をとりまく状況

## 2 1 自然環境

3  
4 埼玉県は、原生林を残す奥秩父の山々や武蔵野の雑木林、低湿地に広がる水田など、  
5 変化に富んだ地形と豊かな自然環境に恵まれています。

### 7 (1)位置及び面積

8  
9 本県は、40市22町1村からなる関東の中西部に位置する内陸県で、全域が都心か  
10 ら約100km圏内に含まれています。東西約103km、南北約52km、面積約3,798km<sup>2</sup>で、  
11 国土の約1%に当たり、全国で39番目の広さです。

### 13 (2)地勢

14  
15 本県の地勢は、西部の山地、中央部の丘陵と台地、東部の低地に大別されます。西  
16 部の山地は、標高2,000m以上の山々を有する奥秩父山地、北東に伸びる上武山地と  
17 南北に延びる外秩父山地とからなります。山地の東側には丘陵、さらにその東側には  
18 台地が多く分布し、続いて最も広い面積を占める低地が広がっています。このうち、  
19 標高50m以下の低い地域が低地の約半分を占めています。

20 県土を占める割合は、低地37%、台地・丘陵地30%、山地33%、となります。

### 22 (3)気候

23  
24 本県の気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥となる内陸性太平洋側気候で、外秩父  
25 山地を境に、西部の山地性の気候と東部の内陸性の気候に区分され、熊谷地方気象台  
26 の観測データでは2016(平成28)年の日平均気温は15.9℃、年間降水量は1,301.0  
27 mmとなっています。台風や豪雪などの気象災害は年間を通じて比較的少ないです  
28 が、高温多湿となる夏期を中心に、局地的な集中豪雨が発生することもあります。冬  
29 期は、北西からの強い季節風「からっ風」の吹く乾燥した晴天が多くなります。

30 また、近年、本県においても温暖化や急激な都市化の進行によるヒートアイランド  
31 現象などを原因とする急激な気温上昇や極端な高温化が生じています。

### 33 (4)植生

34  
35 本県の自然植生(人の手が加わらない自然本来の植生)については、標高によって  
36 変化しています。

37 標高50m以下の低地から標高50m~200mの台地・丘陵地、標高200m~800mの  
38 低山帯下部までのほとんどは暖温帯林(シラカシ、ウラジログシ、スダジイ等の照葉  
39 樹林)です。標高800mまでの低山帯は中間温帯林(モミ、ツガ等の常緑針葉樹林、

1 クリ、イヌシデ等の落葉樹林)、800m～1,600mまでの山地帯は冷温帯林(ブナやミ  
2 ズナラを中心とする落葉広葉樹林)、1,600m以上の亜高山帯は亜寒帯林(コメツガ、  
3 シラビソ、オオシラビソ等の常緑針葉樹林と区分されます。

4 温暖帯林のうち、低地部の多くは農地や宅地として利用されていますが、河川の流  
5 路跡を起源とする沼や水路が多く、周辺には湿地が広がっています。このような場所  
6 では、かつてはハンノキ林やヤナギ林等の湿性の森林やヨシ群落やオギ群落等の草原  
7 が占めていたと考えられます。台地や丘陵地は、コナラやクヌギなどの雑木林が広が  
8 り、シラカシ、ウラジロガシ、スダジイ等の照葉樹林は限られた社寺にわずかに残る  
9 だけとなっています。また、クヌギ、コナラ、アカマツを中心とした「武蔵野の雑木  
10 林」も著しい減少がみられます。

11 中間温帯林では、標高200m～400mまでは照葉樹林、800m程度まではモミやツガ等  
12 の常緑針葉樹林が分布しています。このエリアからスギ・ヒノキの人工林が占める割  
13 合が増加してきます。

14 冷温帯林は、スギ、ヒノキ、カラマツ等の人工林が多く広がっており、ブナ、イヌ  
15 ブナ、ミズナラ等の天然林は、秩父地方の入川、中津川、大血川の周辺及び浦山川の  
16 奥地等に残っています。

17 亜寒帯林は、県内の森林の中で最も自然状態が保たれていますが、コメツガ、シラ  
18 ビソ、オオシラビソ等の常緑針葉樹林が優先する天然林が残っているのは稜線沿いの  
19 ごく一部に限られています。

## 21 (5)植 物

23 埼玉県レッドデータブック 2011 植物編では、本県における在来植物の種数を、有  
24 史以前に持ちこまれた帰化植物(通称「史前帰化植物(しぜんきかしょくぶつ)」も  
25 含めて、維管束(いかんそく)植物2,300種、蘚苔(せんたい)類781種、珪藻(け  
26 いそう)類744種、珪藻類を除くその他の藻類791種、地衣(ちい)類425種、菌類  
27 527種の計5,568種としています。この中で、本県における絶滅のおそれのある植物  
28 の種数は、全分類群を合わせて1,031種で県産在来種自生種の21.4%にあたり、絶  
29 滅、あるいは野生絶滅と判断された種は、シダ植物5種、離弁花類12種、合弁花類  
30 16種、単子葉類19種及び藻類1種の計53種としています。

31 維管束植物では、絶滅危惧IA類(ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が  
32 極めて高い種)に分類された地域別の種数を比較すると、亜高山帯、山地帯及び低山  
33 帯に集中して自生していることがわかります。

## 35 (6)動 物

37 埼玉県レッドデータブック 2008 動物編では、本県における県産動物の種数を、脊  
38 椎動物では、哺乳類57種、鳥類(繁殖鳥、越冬鳥を含む)331種、爬虫類14種、両  
39 生類15種、魚類・円口類86種の計503種としています。無脊椎動物では、昆虫類  
40 9,343種、クモ類299種、甲殻類22種、多足類126種、軟体動物126種、扁形動物3

1 種の計 9,919 種としています。脊椎動物と無脊椎動物を合わせると合計 10,422 種と  
2 なります。この中で、本県における絶滅のおそれのある動物の種数は、脊椎動物 203  
3 種、無脊椎動物 584 種の合計 787 種としています。脊椎動物では県産動物種の 40.4%、  
4 無脊椎動物では県産動物種の 5.9%が掲載種となっています。絶滅あるいは野生絶滅  
5 と判断された種は、脊椎動物 12 種及び無脊椎動物 33 種の合計 45 種となっています。  
6 地域別の種数を比較すると、丘陵地、台地、低地を生息地とする種が多く、生息する  
7 地域の標高が低くなるにつれて、絶滅のおそれが高いランクに分類される種が増えて  
8 います。

## 9 10 (7)外来生物

11  
12 本県に侵入している外来生物のうち特に問題となっているのは「特定外来生物」で  
13 あり、動物では、アライグマ、カミツキガメ、セアカゴケグモ、オオクチバス、コク  
14 チバス、ブルーギル等が挙げられます。アライグマ、カミツキガメのように、飼い主  
15 の飼育放棄で野外に放たれたペットが野生化し、自然繁殖による個体数の増加が問題  
16 視されています。

17 特にアライグマは、東松山市を中心とした比企地域に多く、隣接する地域から県内  
18 全域へ急速に分布域が拡大しています。生息数の多い地域では、在来の両生類や爬虫  
19 類の生息に大きな影響を及ぼしている可能性があります。また、農作物の食害や民家  
20 の天井裏での糞尿被害など、人間の生活にも影響を及ぼすとともに、人獣共通感染症  
21 を媒介する危険性も懸念されています。アライグマの県内の捕獲頭数は、2002（平成  
22 14）年度の 2 頭を皮切りに 2007（平成 19）年度以降急激に増加し、2016（平成 28）  
23 年度は年間 5,244 頭と増大しています。

24 植物では、「特定外来生物」16 種のうち 8 種（ミズヒマワリ、アレチウリ、オオフ  
25 サモ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ボタンウキクサ、ナ  
26 ルトサワギク）については、県内での生育が確認されています。オオキンケイギクの  
27 ように園芸種由来のものも多くあり、非常に強い繁殖力が問題視されています。その  
28 中でも、アレチウリとオオカワヂシャは、すでに全県的な駆除は不可能な状況にまで  
29 分布が拡大しています。河川や水路では、ミズヒマワリとオオフサモが急速に広がり、  
30 流水の阻害が懸念されています。

31 環境省が作成する「生態系被害防止外来種リスト」に選定されている植物 200 種の  
32 うち 54 種が県内で確認されており、県内に広く分布している種としては、シナダレ  
33 スズメガヤ、オオブタクサ、セイタカアワダチソウ、オオオナモミ、ネズミムギなど  
34 あります。

## 35 36 2 人口及び土地利用

### 37 38 (1)人口及び土地利用の動向

1 本県の人口は、1950（昭和 30）年代後半から急増し、1960（昭和 35）年の 243 万  
2 人が 1970（昭和 45）年には 387 万人となり、1977（昭和 52）年 2 月には 500 万人を  
3 超える上昇カーブを示しました。約 10 年後の 1987（昭和 62）年 5 月には 600 万人を  
4 超え、その後は上昇率が鈍化しましたが、2002（平成 14）年 8 月 1 日現在の推計人  
5 口は 700 万人を超えました。2016（平成 28）年 4 月 1 日現在の推計人口は 726.8 万  
6 人であり、世帯数は 299 万世帯（一世帯あたり 2.43 人）です。しかし、県人口はピー  
7 クに達しており、秩父地域や県北地域、比企地域など都心から比較的遠い市町村は既  
8 に減少しています。

9 2014（平成 26）年度における県土の利用形態は、県土面積 3,798 k m<sup>2</sup>のうち、森林  
10 32%、農用地 20%、宅地 20%、道路 9%、水面（遊水池、ダム、調節池など）・河川・  
11 水路 5%、その他 14%で、森林及び農用地が県土の 50%以上を占めています。しか  
12 し、東京都に隣接しているという地理的特性等から人口が急増し、鉄道網、道路網等  
13 の整備による交通利便性や生活利便性、経済社会諸活動の拡大により、森林及び農用  
14 地が減少し宅地が増加する等、急速な都市化が進みました。1975（昭和 50）年は、  
15 森林 1,312 km<sup>2</sup>、農用地 1,211 km<sup>2</sup>が存在していましたが、2013（平成 25）年は森林  
16 1,213km<sup>2</sup>、農用地 780km<sup>2</sup>に減少し、40 年間で 530km<sup>2</sup>の森林と農用地が消失しました。

17 近年は、人口減少の影響から、県南部の一部を除き都市化圧力は減衰しています。

## 18 19 (2)耕 地

20  
21 本県は、西部の山地を除き台地から低地にかけて農地が広がり、耕作率は 20%と  
22 なっています。

23 江戸時代に行われた見沼代用水、葛西用水、野火止用水等の開削や新田開発等から  
24 近代に至る用排水路の整備等による農地拡大と、東京に隣接するという地理的特性等  
25 もあって、台地・丘陵地域には畑作地帯、低地には水田地帯がそれぞれの地域の特色  
26 を生かして広がっています。

27 1950（昭和 30）年代後半以降の急速な都市化は農業環境を変化させることとなり、  
28 住宅地、工業用地等への転用により農地は減少しました。さらに、食生活の変化、稲  
29 作技術の向上等により米の供給が過剰となったことから、麦、大豆、飼料作物、野菜  
30 等の生産を拡大するため、1971（昭和 46）年度から本格的な水田利用の再編が行わ  
31 れました。耕地面積は、1960（昭和 35）年は 1,614 km<sup>2</sup>でしたが、その後年々減少を  
32 続け、特に 1970（昭和 45）年から 1975 年にかけての減少率は年平均で 2%を超える  
33 など、大幅に減少しました。

34 しかし、1975（昭和 50）年以降は開発規制の強化や経済情勢の変化等に伴い減少  
35 率は鈍化し、2010（平成 22）年から 2015（平成 27）年にかけては年平均 1.0%以下  
36 となっています。

## 37 38 (3)森 林

39  
40 本県の森林面積は約 1,213km<sup>2</sup>で県土面積の約 32%を占めています。所有形態別の

1 割合は、国有林が 10%、民有林が 90%を占め、民有林の人工林率は 53%で、その多  
2 くが、木材として利用可能な時期を迎えた森林です。

3 本県の森林のほとんどは、スギ、ヒノキ等の針葉樹及びクヌギ、コナラ等の広葉樹  
4 が主体ですが、秩父市（旧大滝村）の奥山にはシラビソ等の亜寒帯系の森林、県南部  
5 の丘陵にはアラカシ等の暖帯系の森林も存在しています。土壌は概ね肥沃であり、成  
6 長に適しているため、スギ、ヒノキ等の植林が続けられてきました。特に、300年あ  
7 まりの伝統を持つ飯能市を中心とした西川林業地域は、集約的施業による優良材の生  
8 産地として有名です。

9 しかし、1974（昭和 49）年から 1983（昭和 58）年までの 10 年間では、森林がゴ  
10 ルフ場の造成や宅地開発などへの転用により 3.2%減少しました。その後も、住宅用  
11 地や工業用地への転用等により森林は減少傾向にあります。また、森林所有者の世代  
12 交代や林業従事者の減少により間伐等の手入れ不足が進んでいます。最近では太陽光  
13 発電パネルの敷設により一部森林の伐採も見られます。2006（平成 18）年から 2015  
14 （平成 27）年までの 10 年間では、森林は 1.0%減少しました。

#### 16 (4)水面・河川・水路

18 本県の水面・河川・水路の面積は、2014（平成 26）年現在で 191 k m<sup>2</sup>であり、水  
19 面 7%、河川 78%、水路 15%を占めています。水面のうち大きいものは、ダム等  
20 では、下久保ダム、滝沢ダム、浦山ダム、権現堂調節池、大相模調節池（レイクタ  
21 ウン）等があります。本県の河川は、利根川水系と荒川水系のいずれかに分けられ  
22 ます。荒川水系の流域面積は、県内全流域面積の約 66%を占めています。

23 また、県土面積に占める河川面積の割合は 3.9%で、日本一となっています。国  
24 又は県が管理する一級河川は計 162 河川、そのうち荒川水系は 98 河川で総延長  
25 999km、利根川水系は 63 河川で総延長 724km です。市町村が管理する準用河川は  
26 196 河川あり、総延長は 348 km です。広大な低地には農業用水路が網目状に広が  
27 り、台地や丘陵地には多くの溜め池が散在しています。湧水は、水路や河川の水源  
28 であるとともに、その土地特有の植生や生物を育む貴重な生態系の形成に重要な役  
29 割を担い、武蔵野台地北部周辺及び櫛引・本庄台地に多くみられます。

30 県内河川の水質については、平成 28 年度に測定した結果、全水域で BOD の環境  
31 基準を達成し、昭和 43 年度の水質調査開始以降初めて BOD 環境基準達成率が 100%  
32 になりました。また、アユが棲める水質（BOD 3mg/L 以下）の河川の割合も、平成  
33 23 年度以降上昇傾向にあります。

### 35 3 地域ごとの生物多様性の現況

37 埼玉県は、原生林を残す奥秩父の山々や武蔵野の雑木林、低湿地に広がる水田など、  
38 変化に富んだ地形が特徴です。

## 1 (1)山地

2  
3 奥秩父山地は県西部に位置し、一部ではブナ、イヌブナ、ミズナラ等の原生林が残  
4 されています。東京都、山梨県、長野県との県境に位置する最奥地には、シラビソ林  
5 やオオシラビソ林、コメツガ林など学術的に貴重な原生林が広がっています。この地  
6 域は、1950（昭和 25）年に国を代表する優れた自然の風景地として、「自然公園法（昭  
7 和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）」の「秩父多摩甲斐国立公園」に指定されています。  
8 2000（平成 12）年には特に優れた自然景観・原始状態を保持している地区として、  
9 指定区域内の亜高山帯森林の一部が、「特別保護地区」に指定されています。

10 森林は木材の生産をはじめ、水源涵養や土砂災害防止、二酸化炭素の吸収・貯蔵、  
11 生物多様性の保全など森林が有する多面的機能を有し、自然の恵みを生態系サービス  
12 として私たちにもたらしてくれます。このような機能を発揮すべき森林は保安林に指  
13 定され、樹木の伐採等が制限されています。

14 しかし、奥秩父の亜高山帯森林のシラビソ・オオシラビソ林内では、天然更新現象  
15 の「縞枯れ現象」が発生し、立ち枯れ帯が確認されています。また、ニホンジカが高  
16 密度で生息する場所では、林床内の下層植物が食害により消失し、有毒植物しか残ら  
17 ない場所もあり、種の多様性が失われるなどの森林生態系に大きな影響を与えていま  
18 す。

## 19 20 (2)丘陵地～低地

21  
22 県西部から県北部にかけての山地や丘陵地では人工林が分布し、間伐などの林業の  
23 施業が行われています。また、武蔵野の面影を残すコナラ、クヌギなどの平地林、豊  
24 かに広がる田園や屋敷林など、長年にわたり人々に親しまれてきた身近なみどりが多  
25 く残されています。中央部の丘陵地から東部の低地までは、変化に富んだ地勢にあっ  
26 た特色のある地域農業が展開され、野菜、米、畜産、花き、果樹、茶など多彩な農作  
27 物が生産されています。

28 本県は、農耕を基盤としてきたため丘陵地・台地、低地のほとんどの地域に里地里  
29 山が散在していました。本県で記録されている野生動植物種は約 1 万 6 千種（日本の  
30 既知種の約 30%を占める）といわれ、多くの種は、低地から丘陵地帯にかけての里地  
31 里山的な環境に生息・生育しています。

32 東京都と埼玉県の間にある狭山丘陵は、面積は約 35 k m<sup>2</sup>（東西 11 km、南北 4 km）  
33 の広さで、自然と人間の歴史を通じて雑木林や谷戸、湿地といった様々な環境が形成  
34 されており、都心から約 40 km 圏にある「緑の孤島」といえます。狭山湖をはじめ自  
35 然とふれあえる場所がたくさんあります。狭山丘陵の東部に位置する緑のトラスト保  
36 全第 2 号地「狭山丘陵・雑魚入樹林地」はコナラ、クヌギ、アカシデ等の雑木林が広  
37 がり、湧水による沢と湿地が組み合わさって多様な動植物の環境をつくりだしていま  
38 す。

39 県西部の武蔵野の台地にある三富地域は、川越市、所沢市、狭山市、ふじみ野市、  
40 三芳町の 5 市町にまたがり、面積は約 32 k m<sup>2</sup>の豊かな農地です。屋敷地、畑、平地

1 林を短冊状にきれいに区画された地割景観が保全されています。平地林には、ナラ、  
2 エゴ、アカマツなどが育てられ、防風林として、また燃料となる薪、堆肥（肥料）と  
3 なる落ち葉の供給源となっています。

4 県中央部の低地に位置する見沼田圃は、さいたま市と川口市の2市にまたがり、東  
5 京から20～30km圏に位置しています。南北約14km、外周約44km、面積は約13k㎡の  
6 大規模緑地空間です。野菜や花・植木などの畑を中心に、芝川や見沼代用水、斜面林  
7 が一体となった美しい田園風景が広がっています。四季折々の自然と豊かな里山風景  
8 の顔を持ち、一年を通して様々な植物が芽吹き、野鳥や動物たちが生きづく貴重な「緑」  
9 の空間となっています。

10 このように、農業・農村は、生態系サービスのひとつ供給サービスとして米や野菜  
11 を生産するだけではなく、その生産活動を通じ、県土の保全、水源涵養、生物多様性  
12 の保全等の調整サービスや、良好な景観形成、文化の継承といった文化的サービスも  
13 もたらすなど、多面的機能を発揮しています。

### 14 15 <里地里山とは>

16  
17 里山という言葉は古くから使われてきた言葉ですが、近代的な「里山」  
18 の概念を初めに提唱したのは森林生態学者の四手井綱英（しでい つなひで）  
19 です。四手井は、1960年代前半に、奥山に対し人の住む里（集落）の近く  
20 にあり、人が管理する農用林を里山と呼ぼうと提案し、この定義が広く使  
21 われるようになりました。また、農用林だけではなく、隣接した水田や畑  
22 地、用水、ため池、草地、集落等を含めた景観を一体として「里地里山」  
23 と呼んでいます。里地里山は、燃料革命以前は、薪や炭等の燃料の供給源  
24 として、また、堆肥づくり、キノコや山菜等の採取場所として、食糧生産  
25 の場として重要な価値を持ち、地域環境の形成やそこに暮らす人々の生活  
26 を支えてきました。里地里山は、人間の管理を受け、人と深く関わり合い  
27 ながら形成されてきた二次的自然環境であり、伝統的な文化を形成する基  
28 盤としての役割を果たしてきました。

### 29 30 (3)市街地

31  
32 本県では、人口の急増に伴い森林及び農用地が減少し宅地が増加するなど急速な都  
33 市化が進み、多くの自然環境が失われましたが、積極的な緑地保全や都市公園の整備  
34 等を行った結果、1980（昭和55）年から2000（平成12）年までの20年間で市街地  
35 における緑地面積は約2.5倍に増加しました。

36 市街地にある公園緑地や小規模の樹林地等の緑地は、野生生物が生息しやすい環境  
37 をもたらし生物多様性を創出しているということで注目されています。その他に、市  
38 街地の緑地は避難場所として防災に寄与したり、人が緑とふれあうことで心の癒し効  
39 果をもたらしたり、新たな緑の機能も注目されるようになりました。

40 このようなことから、都市計画の中で公園緑地や樹林地の保全を図り、環境に配慮

1 した工事を行う事例が増えています。これらは、市街地における野生生物の生息地の  
2 回復に貢献しており、「都市生態系」といわれています。

3 しかし、都市地域は、野生鳥獣にとって食物資源が豊富で天敵がないため本来の  
4 生息地である里地里山から市街地へと行動範囲が広がることで生活被害が生じてい  
5 ます。アライグマやハクビシンの家屋侵入、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等の  
6 住宅街の出没、ムクドリやヒヨドリによるフン害等、野生鳥獣に関する様々な事例が  
7 発生しています。

8 また、本県では、都市部を中心にヒートアイランド現象の原因である地表面の人工  
9 被覆化と人工排熱の増加が進展しています。加えてほぼ全域が風の弱い内陸平野部で  
10 あることから夏場には高温化が顕著になります。地球温暖化の進展による異常気象の  
11 増加とヒートアイランド現象があいまって夏場の著しい高温化が懸念されています。

#### 12 13 **4 県民の生物多様性の認知度**

14  
15 本県では、2015（平成 27）年 6 月に生物多様性に関する県政サポーターアンケー  
16 ト調査（対象 2,750 人、回答者 2,007 人、回答率 73.0%）を実施しました。生物多  
17 様性の言葉の認知度では、「言葉も意味も知っている 33.6%」、「言葉を聞いたこと  
18 があった 36.7%」と、回答した者の 70.3%が「生物多様性の言葉を知っている」  
19 という結果でした。

20 2012（平成 24）年 6 月に内閣府が行った環境問題に関する世論調査の結果では、「生  
21 物多様性の言葉を知っている」が 46.4%だったのに対し、県の調査結果では 70.3%  
22 と上回りましたが、「国家戦略」の数値目標である「生物の多様性の認知度 75%」に  
23 は及びませんでした。

24 このように、県民の生物多様性の認知度は十分ではないことから、県民の生物多様  
25 性に対する理解を高めるため、より一層の周知が必要となります。

26 さらに、自然の恵みによって県民の暮らしが支えられていることから、「野生植物  
27 を採ったり、傷つけたりしない。」、「野生動物にはエサを与えない。」、「野鳥のヒナを  
28 拾わない。」、「殺虫剤や除草剤などの必要以上の使用を控える。」という一人一人の身  
29 近な取組が生物多様性の保全につながるということを、啓発していくことが必要です。

## 1 第4章 生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するための取組

2  
3 埼玉県は生物多様性がもたらす生態系サービスを損なわないためにも、生物多様性  
4 を保全し持続可能な利用に向けた取組が必要です。この県戦略では、生物多様性と関  
5 わりの深い自然環境分野に限らず、農林業、河川整備、都市地域の緑の創出などの各  
6 分野において、自然環境への配慮等が盛り込まれている施策も含めています。本県の  
7 生物多様性の損失を止めるためにこれらの施策を展開し、私たちの暮らしを支える生  
8 態系サービスの回復や機能向上を目指します。

### 10 1 基本的な考え方

11  
12 本県は首都圏に位置しながら豊かな自然環境に恵まれています。関東平野の一部で  
13 ある県東部は低地で平坦な土地が広がり、県中部に荒川が流れ、荒川の西側には武蔵  
14 野台地をはじめとする台地が点在し、さらに西に進むにつれて狭山丘陵、比企丘陵等  
15 の丘陵地が広がり、徐々に標高が高くなり、県西部には秩父山地、関東山地等が占め  
16 ています。このように本県の地形は、県西部の「山地」、県中央部の「台地・丘陵地」、  
17 県東部の「低地」と大きく区分することができます。これらの地域では、長い時間を  
18 かけて形成された多様な生態系を保全するとともに、主な都市地域での新たな生態系  
19 の創出に取り組みます。そして、県、市町村、企業、NPO等、県民と連携・協働し、  
20 本県の彩り豊かな自然が育む生物の多様性に富んだ自然共生社会づくりを目指しま  
21 す。

### 23 2 施策展開の方向性

24  
25 本県の多様な地域環境に応じた生物多様性を保全し、持続可能な利用を実現させる  
26 ため、大きく3つの基本戦略に区分し、生態系サービスの回復と向上を目指すための  
27 施策を展開します。

#### 29 ○ 基本戦略

- 30 I 多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる
- 31 II 里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する
- 32 III 都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会をつくる

## 1 基本戦略Ⅰ

### 2 多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる

#### 4 ◆ 現状と課題

5 本県の森林は、スギ、ヒノキ等の針葉樹林及びクヌギ、コナラ等の広葉樹が主体で  
6 すが、秩父市（旧大滝村）の奥山にはシラビソ等の亜寒帯系の森林、県南部の丘陵に  
7 はアラカシ等の暖帯系の森林も存在しています。県内の山地や丘陵はスギやヒノキの  
8 成長に適しており、植林等が進められてきました。

9 しかし、スギ、ヒノキ等の人工林は採算性の悪化などの林業を取り巻く要因により  
10 間伐等の手入れが不足し荒廃が見られます。また、ニホンジカ等の食害により、スギ、  
11 ヒノキ等の樹木の枯死や林床内等の植物の喪失等によって森林が健全な状態を保つ  
12 ことができなくなっています。このような現状から、森林が有する多面的機能が低下  
13 し、生態系サービスが損なわれることが懸念されます。

14 そこで、林業経営が困難で、森林所有者の努力だけでは管理が行き届かない森林に  
15 ついては、公的整備を含めた適正な森林整備を進め、水源涵養など森林が有する多面  
16 的機能を十分に発揮させることが求められます。

17 また、ニホンジカなど野生鳥獣による森林生態系への影響を減少させるため、生息  
18 状況を把握し捕獲により早急に個体数を減少させるとともに、被害を未然に防止する  
19 役割を担っている狩猟者の育成及び確保を進め、野生鳥獣の生息数を適正に管理する  
20 ことが必要です。さらに、山地の優れた自然環境を保全するために、風景地や貴重な  
21 野生動植物等の保護が必要です。

#### 23 ◆ 将来像

24 森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されることによって、水源涵養や土砂災害の  
25 防止、二酸化炭素の吸収・貯蔵、生物多様性の保全など、森林がもたらす生態系サー  
26 ビスの向上が実現しています。また、野生鳥獣は適正な個体数で管理され、健全な森  
27 林生態系が保たれています。

#### 29 ◆ これからの主な取組

##### 31 ○ 適正な森林の整備と保全の推進

###### 33 取組 1

34 シオジやカツラなど大木が息づき、沢の石が苔むした奥秩父の原生林をはじめ重要  
35 な生態系を有する森林の保全を図ります。また、広葉樹を植栽する等、樹種、林齢構  
36 成の異なるタイプの森林を配置する整備を進め、多様な生物の生息・生育地を確保し  
37 ます。

1 取組 2

2 間伐などの適正な森林整備により、水源涵養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収・  
3 貯蔵等の森林が有する多面的機能を持続的に発揮できる森づくりを推進します。

4

5 【目標値】

6 森林の整備面積

7 目標値：12,500 h a（2017（平成 29）年度～2021（平成 33）年度の累計）

8

9 取組 3

10 ニホンジカやツキノワグマによる樹木の剥皮被害の恐れがある森林では獣害防止  
11 対策を行い、樹木を健全な状態を保ち、森林が有する多面的機能の維持・回復を目指  
12 します。

13

14 ○ 野生鳥獣の個体数管理による森林生態系への被害防止

15

16 取組 1

17 ニホンジカ等の野生鳥獣が高密度で生息する場所での食害による森林生態系の被  
18 害を防止するため、狩猟等による捕獲促進を行い適正な個体数管理に努めます。

19

20 取組 2

21 健全な森林を保全するため、狩猟等の担い手となる狩猟者の確保及び狩猟技術の向  
22 上と、効率的で安全な狩猟を促進します。

23

24 取組 3

25 ニホンジカ等の野生鳥獣の生息状況調査や森林生態系への影響に関する情報収集  
26 を行い、森林被害を未然に防止できるよう努めます。

27

28 ○ 森林生態系の野生動植物の保護の推進

29

30 取組 1

31 秩父地域を中心とした山地の優れた風景地を自然公園に指定し、優れた天然林や貴  
32 重な動植物の生息・生育地等の保護を推進します。

33

34 取組 2

35 自然公園においては、登山道の整備により立ち入りを制限し希少な野生動植物の保  
36 全を推進します。また、埼玉県自然公園指導員と連携し、登山者やハイカー等に対す  
37 る公園利用のマナー向上や自然公園に関する情報の提供を通じて、県民の自然保護へ  
38 の関心を高めます。

39

40

1 取組 3

2 ニホンジカの個体密度が高い場所での植物への食害や、生育地の自然環境の変化等  
3 を要因とした種の消滅を未然に防止するため、絶滅の恐れの高い種の生育状況調査の  
4 実施を継続し状況の把握に努めます。

5

6 取組 4

7 絶滅の恐れが高く特に保護が必要とされる野生動植物を「埼玉県希少野生動植物の  
8 種の保護に関する条例（平成 12 年 3 月 24 日条例第 11 号）」に基づく「県内希少野生  
9 動植物種」に指定し、種の保護に努めます。

10

11 取組 5

12 埼玉県希少野生動植物保護推進員と連携し、県内野生動植物種の生息・生育状況の  
13 把握に努めるとともに、保護の重要性について啓発を図ります。

## 1 基本戦略Ⅱ

### 2 里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する

#### 4 ◆ 現状と課題

5 県西部から県北部にかけての山地や丘陵地では人工林が分布し、間伐などの林業の  
6 施業が行われています。また、武蔵野の面影を残すコナラ、クヌギ等の雑木林や豊か  
7 に広がる田園や屋敷林等の平地林は、長年にわたり人々に親しまれてきた身近な緑が  
8 多く残されています。農業・農村は、生態系サービスの一つである「供給サービス」  
9 として米や野菜を生産するだけではなく、その生産活動を通じ、県土の保全、水源涵  
10 養、生物多様性の保全等の「調整サービス」や、良好な景観形成、文化の継承といっ  
11 た「文化的サービス」をもたらすなど、里地里山が有する多面的機能を発揮していま  
12 す。

13 しかし、農業従事者の減少や高齢化による担い手不足に伴う農用地の転用等により、  
14 都市地域の農業が有する緑地空間の消失とともに「調整サービス」の低下が懸念され  
15 ます。都市化の進展により平地林は年々減少し、身近な緑が失われることで「基盤サ  
16 ービス」そのものが損なわれています。平地林、斜面林等においては、手入れ放棄等  
17 により植生の単純化や広葉樹の高齢化・高木化などが問題視されています。農業用地  
18 では、生息域を拡げたニホンジカやイノシシ等の野生鳥獣及び外来生物のアライグマ  
19 による農作物の被害の増加により、食料等の「供給サービス」への影響が生じていま  
20 す。また、河川では治水・利水機能の向上とともに自然環境への配慮が求められてい  
21 ます。

22 そこで、生物多様性が豊かな里地里山の回復に向けて、里山や平地林の整備、緑の  
23 保全と再生、多自然の川づくり、環境負荷を低減するための農業の取組が必要です。  
24 また、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ等による農作物被害防止に努めることが必  
25 要です。さらに、再生された里地里山や平地林の生物多様性を保全するため、県民参  
26 加による保全活動及び里地里山等の活用を推進し、生態系サービスの向上を図ること  
27 が必要です。

#### 29 ◆ 将来像

30 優れた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生  
31 物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を保全する生態系ネットワークが形成され  
32 ています。また、平地林の整備や緑の保全再生が行われ、里地里山の活性化により、  
33 多面的な環境保全機能が発揮され、多様な生態系サービスの持続的な利用が実現して  
34 います。

#### 36 ◆ これからの主な取組

##### 38 ○ 里山・平地林整備の促進による生物多様性の向上

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40

取組 1

里山・平地林の若返りを図るため伐採と植栽を進め、景観や生物多様性を向上させて魅力ある農山村を創出します。

取組 2

市町村や地域住民、各種団体と協力して里山・平地林整備の担い手を育成します。

取組 3

豊かな自然環境が形成され生物多様性の保全を図る里地里山では、子どもたちの自然体験や学校での自然環境教育等の学習の場として広く活用することを推進します。

**○ 良好なみどりの保全の推進**

取組 1

潤いと安らぎのある良好な自然環境や景観等を形成する「緑地を特別緑地保全地区」等の地域性緑地の指定をし、市町村と連携した緑地の保全を推進します。また、埼玉の原風景を残す良好な樹林地等をふるさと緑の景観地の指定をし、景観地毎の保全計画に基づいた維持管理及び保全を推進します。

**【目標値】**

緑の保全面積（累計）

現状値：2015（平成 27）年度 531ha→目標値 2021（平成 33）年度 557ha

取組 2

地域性緑地に指定された緑地の土地所有者の変更等により、指定地の一体性や景観が著しくし損なわれないよう、県と市で保全緑地の公有地化を推進します。

取組 3

優れた自然や貴重な歴史的環境が残された場所を、緑のトラスト保全地として取得し、保全を推進します。

**○ 多自然川づくりの推進**

取組 1

良好な河川環境を形成していくため、現場の状況に応じて多種多様な動植物の生息環境に配慮した河川整備や水質の改善を行い、身近で水辺に親しめるような空間の創出を図ります。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40

取組 2

旧来から残る良好な河川環境の状況を維持していくため、河川環境の保全に努めていきます。整備や保全に当たっては関係機関や地域住民とともに取り組んでいきます。

取組 3

地域による自立的で持続的な「川の再生」の取組を推進するため、「川の国広援団」の活動を支援します。

【目標値】

川の国広援団への支援件数（年間）

現状値：2015（平成 27）年 213 件→目標値：2021（平成 33）年度 300 件

○ 環境負荷低減に向けた農業農村整備の推進

取組 1

地域性に応じた生態系に配慮するため、農業由来の環境への負荷を減らす取組を推進します。また、化学肥料や化学合成農薬を使わない有機農業や使用量を慣行栽培の半分以下に減らした特別栽培農産物の取組などを支援します。

取組 2

水辺生態系に配慮した農業用排水路やため池の整備を推進します。また、快適な生活環境や公共水域の水質保全を図るため、農業集落排水施設の事業を実施する市町村に技術的な支援を行うなど、効率的な整備を促進します。

○ 野生鳥獣の適正な保護管理による生態系サービスの回復

取組 1

生息数が著しく増加、又は生息地が拡大しているニホンジカ及びイノシシについては「第 2 種特定鳥獣管理計画」を策定し、適正な保護管理に努めます。

取組 2

ニホンジカやイノシシ等の野生鳥獣による農作物被害を防止するため、被害の原因となる鳥獣の狩猟等による捕獲を促進します。

取組 3

農作物被害の原因となる鳥獣の狩猟等を促進させるため、狩猟免許試験制度の普及に努め担い手となる狩猟者を確保します。

1 ○ 外来生物対策の推進による生態系の保全

2  
3 取組 1

4 特定外来生物のアライグマは繁殖力が強く捕獲頭数は著しく増加していることか  
5 ら、「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき、市町村と連携した捕獲により、生  
6 態系被害や農林業・生活被害の防止に努めます。

7  
8 取組 2

9 県民の生命、財産に緊急かつ甚大な危害を及ぼすおそれのある外来生物について、  
10 県内の侵入状況を監視するとともに、その防除に努めます。また、外来生物の侵入及  
11 び分布状況について県民参加によるモニタリング調査等を活用した情報収集を行い、  
12 実態の把握に努めます。

13  
14 取組 3

15 外来生物による被害を未然に防止するため、事業者や県民等を対象とした県政出前  
16 講座等を行い、外来生物や生態系へ与える影響等についての知識向上を図ります。併  
17 せて、外来生物被害予防 3 原則「入れない」、「捨てない」、「拡げない」の普及啓発を  
18 行い、外来生物の被害防止対策への意識の醸成を図ります。

19  
20 【目標値】

21 外来生物の認知度

22 現状値：2015（平成 27）年 66.3%→目標値：2021（平成 33）年 75%以上

23  
24 ○ 多様な生態系と野生動植物の保全の推進

25  
26 取組 1

27 里地里山の野生動植物の生息・生育環境の変化や開発行為等による改変に伴う自生  
28 地の喪失を防ぐため、生育状況調査を継続し状況の把握に努めます。

29  
30 取組 2

31 県内で絶滅の恐れのある野生生物をリストアップしたレッドデータブック（動物  
32 編・植物編）を発行し、県民の生物多様性の保全への理解を深めます。また、希少野  
33 生動植物の自生地を保全するため、地元の市町村、団体、地域の方と連携した活動を  
34 推進します。

35  
36 取組 3

37 多様な生態系の保全を目指し、多くの人たちが身近な場所で生物多様性の保全活動  
38 の取組に参加し活動の輪を広げるため、生物多様性保全活動団体登録制度の活用を推  
39 進し、その活動を支援します。

40

1 取組 4

2 水辺生態系の頂点に位置し生物多様性を改善する上での総合指標とされるコウノ  
3 トリについて、その野生復帰が関東広域で取り組まれていることから、国や市町村、  
4 庁内関係課、保全団体等と連携し、必要となる事業の推進を図ります。

5

6 取組 5

7 生物多様性の保全上重要な地域については、多様な主体による保全活用の取組を推  
8 進します。

## 1 基本戦略 Ⅲ

### 2 都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会をつくる

#### 4 ◆ 現状と課題

5 公園緑地や小規模の樹林地など市街地に残された緑は、野生生物が生息しやすい環  
6 境、防災への寄与、緑とふれあうことによる心理的効果など、緑の存在価値や機能が  
7 注目されるようになりました。近年は、都市計画の中で緑地や樹林地の保全を図り、  
8 環境に配慮した工事を行う事例が増えています。これらは、市街地における野生生物  
9 の生息地の回復に貢献しており、「都市生態系」といわれています。

10 しかし、緑地保全に係る取組が進む一方で、温暖化の進行やヒートアイランド現象  
11 など都市環境の負荷の増大が懸念されています。そこで、新たな緑をつくり出すため、  
12 公共施設などの身近な場所の緑化や壁面・屋上緑化を推進し、ヒートアイランド現象  
13 を緩和させるための効果的な対策を進めることが必要です。

14 また、野生鳥獣の行動範囲が拡大し、アライグマやハビシン等の小型動物が家屋に  
15 侵入するといった生活被害が生じたり、イノシシ等の大型鳥獣が住宅街で目撃されたり  
16 しています。鳥類では、カラス、ムクドリ、ヒヨドリ等の数が増加したことで、フ  
17 ン害、騒音による生活環境の影響や街路樹の枯死等が発生しています。そのため、野  
18 生生物が、都市の緑地や水辺でも生息しやすい場所を創出するとともに、野生鳥獣や  
19 外来生物による被害防止対策を推進する必要があります。

20 また、都市地域に住む県民にも生物多様性の保全の必要について理解を深めてもら  
21 うため自然とのふれあいを推進します。

#### 23 ◆ 将来像

24 緑あふれる街並みや緑豊かな公園緑地により都市環境負荷が緩和されています。ま  
25 た、生物多様性に配慮した都市環境の整備により、新たな生態系が保全されるととも  
26 に多様な生態系サービスが発揮され、自然と人が共生する社会が実現しています。

#### 28 ◆ これからの主な取組

##### 30 ○ 身近な緑の創出の促進

###### 32 取組 1

33 緑の街並みを創出し、緑化面積の増加や緑視率の向上を図るため、「ふるさと埼玉  
34 の緑を守り育てる条例（昭和 54 年 3 月 15 日条例第 10 号）」に基づく「緑化計画届出  
35 制度」の適切な運用とさらなる充実に努めます。また、地域の生態系に配慮した在来  
36 種の樹木、植物の植栽による緑化を推進します。

1 取組 2

2 保育所、幼稚園、学校の園庭・校庭の芝生化を推進し、幼少期から緑とふれあうこ  
3 とができる環境を整備します。また、身近な緑とふれあうことで、子どもたちが生物  
4 の命を慈しむ心を育み、生物多様性の保全への理解を深める機会を創出します。

5

6 取組 3

7 建物の壁面緑化、屋上緑化、駐車場緑化などを推進し、市街地での緑を創出すると  
8 ともに、生物多様性の保全に努めます。

9

10 【目標値】

11 身近な緑の創出面積

12 目標：250 h a（2017（平成 29）年度～2021（平成 33）年度の累計）

13

14 取組 4

15 みどりの保全、創出を進めたいと考えている団体、企業、個人等が、それぞれの能  
16 力を生かしながら適切に連携・協働できる体制を目指し、彩の国みどりのサポーター  
17 ズクラブの活動の充実を図ります。

18

19 【目標値】

20 彩の国みどりのサポーターズクラブ入会団体数（累計）

21 現状値：2015（平成 27）年度値 233 団体→目標値：2021（平成 33）年度 310 団体

22

23 ○ 都市公園の整備による緑の創出

24

25 取組 1

26 都市地域の公園では、在来植生に配慮した植栽等の整備を進めるとともに、野生生  
27 物が生息・生育しやすい環境を創出します。

28

29 ○ 多自然川づくりの推進

30

31 取組 1

32 良好な河川環境を形成していくため、現場の状況に応じて多種多様な動植物の生息  
33 環境に配慮した河川整備や水質の改善を行い、身近で水辺に親しめるような空間の創  
34 出を図ります。【再掲 23 ページ】

35

36 取組 2

37 旧来から残る良好な河川環境の状況を維持していくため、河川環境の保全に努めて  
38 いきます。整備や保全に当たっては、関係機関や地域住民とともに取り組んでいきま  
39 す。【再掲 23 ページ】

40

1 取組 3

2 地域による自立的で持続的な「川の再生」の取組を推進するため、「川の国応援団」  
3 の活動を支援します。【再掲 23 ページ】

4

5 【目標値】※再掲 23 ページ

6 川の国応援団への支援件数（年間）

7 現状値：2015（平成 27）年 213 件 → 目標値：2021（平成 33）年度 300 件

8

9 ○ 都市化に伴う野生鳥獣の適正な保護管理

10

11 取組 1

12 野生鳥獣の家屋侵入等による生活被害対策では、被害の原因となる野生鳥獣の狩猟  
13 等による捕獲を促進します。また、都市化によって個体数が著しく増加しているカラ  
14 ス、ムクドリ、ヒヨドリ等（都市鳥）については、市町村と情報の共有化を図り、被  
15 害防止対策への技術支援を行います。

16

17 取組 2

18 生活被害の原因となる鳥獣の狩猟等を促進させるため、狩猟免許試験制度の普及に  
19 努め、担い手となる狩猟者を確保します。【再掲 24 ページ】

20

21 取組 3

22 生物多様性の保全上、保護の対象となる傷病野生鳥獣については、救護及び適切な  
23 治療を行い、その回復を図り、埼玉県傷病野生鳥獣保護ボランティアの協力のもと自  
24 然に復帰させます。

25

26 ○ 外来生物による生活被害の防止

27

28 取組 1

29 特定外来生物のアライグマは繁殖力が強く捕獲頭数は著しく増加していることか  
30 ら、「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき、市町村と連携した捕獲により、生  
31 態系被害や農林業・生活被害の防止に努めます。【再掲 24 ページ】

32

33 取組 2

34 県民の生命、財産に緊急かつ甚大に危害を及ぼすおそれのある外来生物について、  
35 県内の侵入状況を監視するとともに、その防除に努めます。【再掲 25 ページ】

36

37 取組 3

38 外来生物による被害を未然に防止するため、事業者や県民等を対象とした県政出前  
39 講座等を行い、外来生物や生態系へ与える影響等についての知識向上を図ります。併

1 せて、外来生物被害予防3原則「入れない、捨てない、拡げない」の普及啓発を行い、  
2 外来生物の被害防止対策への意識の醸成を図ります。【再掲 25 ページ】

3  
4 【目標値】※再掲 25 ページ

5 外来生物の認知度

6 現状値：2015（平成 27）年 66.3% → 目標値：2021（平成 33）年 75%以上

## 8 ○ 県民主体の生物多様性保全活動の推進

### 9 10 取組 1

11 生物多様性の認知度を高め様々な保全活動を促進するために、埼玉県自然学習セン  
12 ター等を活用して、生物多様性保全活動を担う人材の養成に努めます。

### 13 14 取組 2

15 生物多様性の効果的な地域連携保全活動を促進するため、関係者間における連携及  
16 び協力体制を確保するとともに、情報の提供及び助言を行う体制づくりに努めます。

### 17 18 取組 3

19 多様な生態系の保全を目指し、多くの人たちが身近な場所で生物多様性の保全活動  
20 の取組に参加し活動の輪を広げるため、生物多様性保全活動団体登録制度の活用を推  
21 進し、その活動を支援します。【再掲 25 ページ】

### 22 23 取組 4

24 「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」で指定する動植物種等について  
25 は、地元の市町村や保全団体、学校等と連携した保護増殖の取組を推進します。

26  
27 【目標値】

28 希少野生動植物種の保護増殖箇所数（累計）

29 現状値：2015（平成 27）年度 88 箇所→目標値：2021（平成 33）年度 120 箇所

## 30 31 ○ 都市地域での生物多様性保全の普及啓発

### 32 33 取組 1

34 生物多様性をテーマとした県政出前講座、野生鳥獣の扱いに関する県民からの相談  
35 など様々な機会を捉えて、生物多様性保全思想の普及啓発を推進していきます。また、  
36 自然ふれあい施設を活用し、県民の生物多様性保全への理解を深める取組を進めてい  
37 きます。

1 【目標値】

2 生物多様性の認知度

3 現状値：2015（平成 27）年 70.3% → 目標値：2021（平成 33）年 75%以上

4

5 取組 2

6 次代の担い手となる子ども達が自然に親しみ、自然に学び、自然を守ることの大切  
7 さを身に付けるため、小、中学校及び高等学校を対象に「野生の生きものとふれあう  
8 学校」を指定し、人と自然が共生する環境づくりを目指します。

9

10 取組 3

11 県環境科学国際センターでは、環境問題を正しく理解し、環境保全の実践に結び付  
12 ける学習機会を提供するため、試験研究機関の特色である科学的知見を生かした講座  
13 等を実施します。

14

15 ○ 生物多様性情報の収集と公開

16

17 取組 1

18 県環境科学国際センターでは、県民の生物多様性に対する理解を深めるため、県内  
19 の動植物に関する情報を収集及びデータベース化し、公開するよう努めます。

20

## 1 第5章 各実施主体に求められる役割

2  
3 第4章に示す将来像を実現させるための3つの基本戦略に示す取組内容は、県のみ  
4 では実現させることはできません。本県の生物多様性の損失を止めるための施策を展  
5 開し、私たちの暮らしを支える生態系サービスの回復や機能向上を目指すためには、  
6 様々な実施主体との連携・協働が不可欠です。以下、実施主体別の役割をまとめまし  
7 た。

### 9 埼玉県

10 本県は、生物多様性保全を推進するために、様々な機会を利用して啓発・普及に努  
11 めます。また、県戦略の実現に向け、県関係機関の施策については、県が主体的に実  
12 施します。さらに、生物多様性保全団体の活動への協力や支援を行います。

### 14 市町村

15 市町村は、生物多様性国家戦略や県戦略を参考に、地域の特性を生かした生物多様  
16 地域戦略の策定を進め、各々の地域特有の生物多様性の保全に向けた具体的な取組が  
17 期待されます。

### 19 企業

20 事業者は、事業活動が生物多様性からの恵みに支えられていることを念頭に、原材  
21 料の調達などにおいて生物多様性に配慮した選択を行うとともに、事業活動全般にお  
22 いて生物多様性保全のための社会的責任や社会貢献を果たすことが期待されます。

### 24 NPO等

25 生物多様性の保全に関わっているNPO等の団体は、これまでの保全活動や自然観察会を  
26 通じての豊富で専門的な知識や経験を活かし、他の実施主体と協働して、地域におけるリー  
27 ダー的な役割を果たすことが期待されます。

### 29 県民

30 県民一人一人が、旬の食材を「味わう」、自然環境や生物に「ふれる」、自然のすば  
31 らしさを「伝える」等といった自然の恵みがもたらす生態系サービスを通じて、自ら  
32 生物多様性を体感し、命の連鎖と多くの生物との共生を認識することで、生物多様性  
33 の保全の大切さを理解することが重要です。さらに、生物多様の保全活動を行ってい  
34 る他の実施主体と連携を図り、保全活動や自然観察会に参加して、自然とふれあうこ  
35 とを通じて生物多様性保全の必要性を実感することが期待されます。

1 **第6章 県戦略の評価と見直し**

2

3 埼玉県の生物多様性戦略については、次のとおり評価と見直しを実施します。

4

5 **(1)県戦略の評価**

6

7 県戦略の評価については、取組期間の最終年度 2021(平成 33)年の翌年度に、取組内容  
8 に示す目標値の達成度を確認し、その結果を公表します。

9

10 **(2)県戦略の見直し**

11

12 本県における生物多様性を取り巻く環境の変化や取組の進捗状況等を分析した上  
13 で、県民の意見を十分聴取し、県戦略の見直しを行います。